

令和7年9月29日

令和7年度第2回川口市廃棄物対策審議会資料の訂正について

資料2中、P51～52について、別紙のとおり訂正をお願いいたします。  
なお、訂正箇所は、下線部となります。



## 5 課題の整理

本市におけるごみ処理の課題を抽出・整理した結果を以下に示します。

### 課題1 廃棄物の排出抑制

- 本市の令和6年度の1人1日あたりのごみ排出量の実績値737g/人・日は、全国平均値851g/人・日を大きく下回っています。さらに、比較都市の1人1日あたりのごみ排出量の平均値849g/人・日をも下回っています。
- 1人1日あたりのごみ排出量について、令和6年度で既に最終目標年度の目標を達成していますが、現状にとどまることなく、ごみの減量化、再使用に係る取り組みを今後とも継続し、市民・事業者の協力を促す必要があります。

### 課題2 分別の徹底

- ごみ排出量のうち79.3%を一般ごみが占めています。一般ごみのうち、湿重量比で、紙類が36.9%、プラスチック類が19.1%、繊維類が8.5%を占めており、この中には資源化可能なものが含まれていると考えられます。そのため、今後も市民等への啓発を粘り強く継続し、排出段階における資源とごみの分別徹底を推進する必要があります。
- また、外国人の人口比率が高く、今後さらに上昇することが見込まれているほか、転出入の割合も大きい状況にあります。そのため、様々な機会を捉えた、多様な媒体による周知と、多言語による分別ルールの周知を効果的に進める必要があります。

### 課題3 収集運搬のあり方の検討

- 高齢化や平均世帯人員の減少、またコロナ禍を経て、個人のライフスタイルは大きく変容し、町会・自治会の加入率が低下する中、集団資源回収の実施が困難になりつつあります。
- 従来からの町会・自治会や集合住宅の管理組合等を軸とした手法を踏まえつつ、時代に合った収集運搬のあり方を検討する必要があります。
- 人口減少に対し世帯数は増加傾向にあることから、ステーションの増加の見込みと、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少となる見込みから、廃棄物の収集業務の担い手不足の懸念があります。
- 地域コミュニティと行政が協働してごみ減量の機運を高めていくために、クリーン推進員との連携等を通じて、ごみ減量に関する普及啓発を実施する必要があります。

### 課題4 事業系ごみの対策

- 事業系ごみは、過去20年間でおよそ33%減量しましたが、近年は、横ばいに近くなっています。また、全国の商品ロスの発生量のうち、事業系が約50%（令和5年度）を占めています。
- 事業者は廃棄物処理法に基づき、自ら廃棄物を適切に処理するか、許可を有する廃棄物処理業者に依頼する必要がありますが、家庭ごみステーションに排出することはできませんが、遵守していない事業者も散見されます。
- そのため、事業者に対する啓発・指導を強化していくとともに、更なるごみの発生抑制・再資源化を促進する観点から、排出者に適正な負担を求めるための手数料のあり方等について検討を行う必要があります。

## **課題5 食品ロスやプラスチックごみの対策**

- 多量の食品ロスやプラスチックごみによる海洋や海洋生物等への影響などが、現在、国内外で、大きな課題となっています。
- 本市は、これまで、食品ロス削減に向けた啓発等を行ってきましたが、食品ロス削減推進法により、食品ロス削減計画の策定が求められています。
- また、プラスチックごみに関しても、プラスチック製容器包装の回収やレジ袋削減などに先導的に取り組んできましたが、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことを受け、プラスチック製品の分別収集及び再商品化の実施に向けて体制を整備することが求められています。

## **課題6 安全で安定したごみ処理施設の運営**

- ごみ処理施設は市民の日常生活に不可欠な施設として重要な役割を担っています。こうした施設に大きな損傷が発生すると、復旧に膨大な時間と費用がかかるうえに、近隣自治体にごみ処理の協力を要請するなど、その影響は深刻なものとなります。そのため、リチウムイオン電池等内蔵製品を含めた危険物や処理困難物が不適正に排出されないことがないよう、市民等への周知を徹底する必要があります。
- また、昨今の災害対策も踏まえた施設の整備も求められています。
- ごみ処理施設を安全かつ安定して運営していくため、日常の適正な運転管理や定期点検整備を行うとともに、施設の長寿命化を図る必要があります。また、耐用年数を迎えた施設に代わる新たな施設の整備を計画的に進める必要があります。